

議案第57号

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「現金で」を削り、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表中「120円」を「130円」に、「90円」を「100円」に、「220円」を「230円」に、「180円」を「190円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県立博物館のプラネタリウム室使用料の額を改定し、及び使用料を現金以外で納付することができるようにするため、所要の改正をしようとするものである。